



2022年3月15日

各 位

会 社 名 スバル興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 永田 泉 治
(コード：9632 東証第1部)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 松 丸 光 成
(TEL 03-3213-2861)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、2022年4月26日開催予定の第108回定時株主総会（以下、本総会といたします。）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められると共に、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任と権限を明確にし、コーポレートガバナンスの強化を目的として、2022年4月26日付で新たに執行役員制度を導入することに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は（別紙）のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年4月26日
定款変更の効力発生日	2022年4月26日

(別 紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示す。)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p data-bbox="389 306 616 338">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="204 405 798 483">[株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供]</p> <p data-bbox="204 501 804 869">第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法令 に定めるところに従いインターネット を利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみ なすことができる。</p> <p data-bbox="437 882 571 913">(新 設)</p> <p data-bbox="304 1408 700 1440">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="220 1507 411 1538">[取締役の員数]</p> <p data-bbox="204 1556 778 1588">第 20 条 当社の取締役は 18 名以内とする。</p> <p data-bbox="252 1601 564 1632">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="220 1700 612 1731">[代表取締役および役付取締役]</p> <p data-bbox="204 1749 564 1780">第 23 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="252 1794 804 2063">2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役および 常務取締役各若干名</u>を選定すること ができる。</p>	<p data-bbox="1015 306 1241 338">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="1062 405 1197 436">(削 除)</p> <p data-bbox="842 882 1075 913">[電子提供措置等]</p> <p data-bbox="829 931 1430 1106">第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報 について、<u>電子提供措置をとるものと する。</u></p> <p data-bbox="874 1120 1430 1344">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項の うち法令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="863 1408 1398 1440">第 4 章 取締役、<u>取締役会</u>および執行役員</p> <p data-bbox="842 1507 1034 1538">[取締役の員数]</p> <p data-bbox="829 1556 1407 1588">第 20 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p data-bbox="874 1601 1203 1632">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="842 1700 1235 1731">[代表取締役および役付取締役]</p> <p data-bbox="829 1749 1203 1780">第 23 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="874 1794 1430 1973">2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>第 24 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>[執行役員]</u></p> <p>第 33 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>執行役員は、取締役会の監督の下で、当社の職務を執行する責任と権限を有する。</u></p> <p>3 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、執行役員を兼務することができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長執行役員 1 名、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>[株主総会資料の電子提供に関する経過措置]</u></p> <p>第 1 条 <u>変更前定款第 16 条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」の削除および変更後定款第 16 条「<u>電子提供措置等</u>」の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>